附　則

1　この告示は平成三十年四月一日から適用する。

2　療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正する。

第一第二号イ中「厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、調整係数及び機能評価係数（平成二十二年厚生労働省告示第九十八号）別表第一」を「厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ及び激変緩和係数（平成二十四年厚生労働省告示第百六十五号）別表第一から別表第三まで」に改める。

3　次に掲げる告示の規定中「厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、暫定調整係数、機能評価係数Ⅰ及び機能評価係数Ⅱ」を「厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ及び激変緩和係数」に改める。

一　医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成二十六年厚生労働省告示第三百六十二号）表構造設備及び人員の配置その他必要な事項の項

二　医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成二十七年厚生労働省告示第百九十四号）表構造設備及び人員の配置その他必要な事項の項

○厚生労働省告示第七十二号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、複数手術に係る費用の特例を次のように定め、平成三十年四月一日から適用し、複数手術に係る費用の特例（平成二十八年厚生労働省告示第七十二号）は、同年三月三十一日限り廃止する。

平成三十年三月二十日

厚生労働大臣　加藤　勝信

複数手術に係る費用の特例

一　診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）別表第一医科診療報酬点数表の第2章第10部に規定する別に厚生労働大臣が定める場合における費用の額の算定方法

(1)　同一手術野又は同一病巣につき、別表第一の上欄に掲げる手術とそれぞれ同表の下欄に掲げる手術とを同時に行った場合は、主たる手術の所定点数と従たる手術（一つに限る。）の所定点数の百分の五十に相当する点数とを合算して算定する。

(2)　同一手術野又は同一病巣につき、別表第二に掲げる手術を二以上同時に行った場合の所定点数は、主たる手術の所定点数と従たる手術（一つに限る。）の所定点数の百分の五十に相当する点数とを合算して算定する。

二　診療報酬の算定方法別表第二歯科診療報酬点数表の第2章第9部に規定する別に厚生労働大臣が定める場合における費用の額の算定方法

同一手術野又は同一病巣につき、別表第三の上欄に掲げる手術とそれぞれ同表の下欄に掲げる手術とを同時に行った場合は、主たる手術の所定点数と従たる手術（一つに限る。）の所定点数の百分の五十に相当する点数とを合算して算定する。

別表第一

K015　皮弁作成術、移動術、切断術、遷延皮弁術	その他の手術
K021―2　粘膜弁手術	その他の手術
K022　組織拡張器による再建手術（一連につき）　2　その他の場合	その他の手術
K611　抗悪性腫瘍剤動脈、静脈又は腹腔内持続注入用植込型カテーテル設置	その他の手術
K618　中心静脈注射用植込型カテーテル設置	その他の手術
K006　皮膚、皮下腫瘍摘出術（露出部以外）　3　長径6センチメートル以上12センチメートル未満	K746　痔瘻根治手術
K006　4　皮膚、皮下腫瘍摘出術（露出部以外）　長径12センチメートル以上	K746　痔瘻根治手術
K022　組織拡張器による再建手術（一連につき）　1　乳房（再建手術）の場合	K476　乳腺悪性腫瘍手術（単純乳房切除術（乳腺全摘術）、乳房切除術（腋窩部郭清を伴わないもの）、乳房切除術（腋窩部郭清を伴うもの）・胸筋切除を併施しないもの、乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴うもの）及び乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴うもの）に限る。）
K034　腱切離・切除術（関節鏡下によるものを含む。）（手指、中手部又は手関節に限る。）	K046　骨折観血的手術（手指、中手部又は手関節に限る。） K182　神経縫合術（手指、中手部又は手関節に限る。） K610　動脈形成術、吻合術（手指、中手部又は手関節に限る。） K623　静脈形成術、吻合術（手指、中手部又は手関節に限る。）
K035　腱剥離術（関節鏡下によるものを含む。）（手指、中手部又は手関節に限る。）	K046　骨折観血的手術（手指、中手部又は手関節に限る。） K182　神経縫合術（手指、中手部又は手関節に限る。） K610　動脈形成術、吻合術（手指、中手部又は手関節に限る。） K623　静脈形成術、吻合術（手指、中手部又は手関節に限る。）
K035―2　腱滑膜切除術	K046　骨折観血的手術（手指、中手部又は手関節に限る。） K182　神経縫合術（手指、中手部又は手関節に限る。）